

特定非営利活動法人 if(AI) 定款

特定非営利活動法人 if(AI) 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 if(AI)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不登校引きこもりの子どもたち、精神障害、発達障害等を有する若年層及び障害者をはじめ、将来のキャリア形成に不安を抱える者、IT・AI等の先端技術の習得を目指す者その他広く就労・学習支援を必要とする者に対して、AI（人工知能）技術を活用した就労支援及び教育訓練（職業能力開発及びリスキリング支援を含む。）と、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進及び職業能力の開発を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)情報化社会の発展を図る活動
- (5)経済活動の活性化を図る活動
- (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)不登校ひきこもりの子どもたち、精神障害、発達障害を有する若年層への居場所の提供事業
- (2)教育や不登校ひきこもりについての調査相談情報提供事業
- (3)児童福祉法に基づく事業
- (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
- (5)介護職員等による障害児者支援を円滑に進めるための研修事業
- (6)AIを活用したデータ入力、営業、デザイン、SNS運用等の就労支援ツールの開発事業
- (7)事業所、企業等へのAIツールの導入支援・技術指導・研修実施事業
- (8)AIツールを活用した障害者、求職者等と企業のマッチング及びクラウドソーシング事業
- (9)職業能力開発及びリスキリング支援のための教育訓練事業
- (10)申請事業主等の委託を受けて行う職業訓練の実施事業
- (11)ホームページ等により広く一般に募集して行う教育訓練事業
- (12)企業向け研修（通学、オンライン及びeラーニング等）の実施並びに研修教材の開発、評価及び修了証明に関する事業
- (13)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員、賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する目的で入会した個人および団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上
- (2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
 - (2)解散
 - (3)合併
 - (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5)事業報告及び活動決算
 - (6)入会金及び年会費の額
 - (7)会員の除名
 - (8)解散における残余財産の帰属
 - (9)その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項
- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか、以下の事項について議決する。
- (1)事業計画案及び活動予算案の策定並びにその変更
 - (2)事業報告書案及び活動決算書案の作成
 - (3)役員を選任又は解任、職務、報酬及び費用弁償
 - (4)事務局の組織や運営
 - (5)規則及び細則の変更
 - (6)借入金等義務の負担や権利放棄
 - (7)その他本会の運営に関する必要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第25条 総会及び理事会は、前条2項3号または3項3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知をしなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項1号及び第2号または第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、理事長はその日から30日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項、第30条第1項2号及び第40条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 各理事の表決権は、平等なるものとする。

6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

7 前項の規定により表決した理事は、前条第4項及び第30条第3項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

9 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面または電磁的方法により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数（書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

4 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 各種助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長がこれを作成し、監事の監査を受け理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10)定款の変更に関する事項

（解散）

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残金財産の帰属）

第42条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散時の理事会において定めたものに譲渡するものとする。

（合併）

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第9章 雑則

（細則）

第45条 この定款の施行について必要な雑則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1.この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2.この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

- 理事長 保坂 敦子
- 理事 草薨 栄行
- 理事 吉田 靖友
- 監事 澤井 直美

3.この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 10 月 31 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5.この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 8 月 31 日までとする。

6.この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員=入会金 2000 円、年会費 2000 円

(2) 正会員 =入会金 2000 円、年会費 2000 円

7. この定款は、2025 年 9 月 20 日の総会終了の日から施行する。

8. この法人の 2025 年 9 月 20 日からの入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。但し、第 8 条の規定に基づき、変更することがある。

(1) 正会員 入会金 1,000 円 年会費 1,000 円 但し学生及び 18 歳以下は無料とする。

(2) 賛助会員 入会金 1,000 円 年会費 3,000 円

令和7年度の事業計画書

令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)
特定非営利活動法人 if(AI)

1 事業実施の方針

- ・法人名称変更初年度として、AI を活用した就労支援事業の基盤構築と地域連携体制の確立を目指す。
- ・不登校・ひきこもりの子どもたち、精神障害・発達障害を有する若年層及び障害者への支援体制を整備する。
- ・地域の支援事業所等への AI ツール開発・提供により、秋田市全体の支援の質向上に貢献する。

2 事業の実施に関する事項 (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲(E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 不登校ひきこもりの子どもたち、精神障害、発達障害を有する若年層への居場所の提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン及び対面での居場所スペースの運営 ・個別相談支援の実施 ・フリースクールとの連携プログラム 	(A)通年 (週 5 日) (B)秋田市内事務所及びオンライン (C)5 人	(D)不登校・ひきこもり児童、精神・発達障害を有する若年層 (E)50 人	2,000
② 教育や不登校ひきこもりについての調査相談情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員による相談窓口の設置 ・保護者向け勉強会の開催 ・支援情報のウェブサイト運営 	(A)通年 (相談：週 3 日、勉強会：月 1 回) (B)秋田市内事務所及びオンライン (C)3 人	(D)本人、家族、支援者 (E)150 人	800

<p>③ 児童福祉法に基づく事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童福祉ニーズの調査 ・研究 ・関係機関との情報交換 	<p>(A)通年（随時） (B)秋田市内事務所 (C)1人（兼務）</p>	<p>(D)地域の児童及びその家族 (E)20人</p>	<p>0</p>
<p>④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業への参入可能性調査 ・先進事例の研究 	<p>(A)通年（随時） (B)秋田市内事務所 (C)1人（兼務）</p>	<p>(D)障害者及びその家族 (E)20人</p>	<p>0</p>
<p>⑤ 介護職員等による障害児者支援を円滑に進めるための研修事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラムの検討 ・研修資料の調査・研究 	<p>(A)通年（随時） (B)秋田市内事務所 (C)1人（兼務）</p>	<p>(D)介護職員・福祉従事者 (E)30人</p>	<p>0</p>
<p>⑥ AI を活用したデータ入力、営業、デザイン、SNS 運用等の就労支援ツールの開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた AI ツール（データ入力支援 AI、営業資料自動作成 AI、デザイン補助 AI、SNS 投稿自動生成 AI 等）の開発 ・AI 技術（自然言語処理・画像認識等）を活用し、障害者が企業の実務（データ入力・資料作成・画像加工・SNS 運用等）を遂行できるように支援するツールの構築 ・ツールのテスト運用とユーザーフィードバックに基づく改善 	<p>(A)通年 (B)秋田市内開発拠点 (C)4人</p>	<p>(D)県内就労支援事業所 (E)5事業所</p>	<p>3,500</p>

<p>⑦ 事業所、企業等への AI ツールの導入支援・技術指導・研修実施事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・企業の業務内容を分析し、最適な AI ツール（ChatGPT 等の対話型 AI、画像生成 AI、業務自動化ツール等）の選定・導入支援 ・業務フロー改善のためのコンサルティング（既存業務の AI 置換可能性の診断） ・職員向け導入研修の実施（月 2 回）及び操作定着支援 ・導入後の技術サポート（オンライン・訪問対応）の提供 	<p>(A)令和 8 年 1 月より開始 (B)各事業所及びオンライン (C)3 人</p>	<p>(D)県内就労支援事業所・企業等の職員 (E)30 人</p>	<p>500</p>
<p>⑧ AI ツールを活用した障害者、求職者等と企業のマッチング及びクラウドソーシング事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI による適性分析を活用したマッチングシステムの要件定義（障害者・求職者のスキルと企業の業務内容を AI で分析し最適な組合せを提案） ・ AI ツールを活用したクラウドソーシング（データ入力・文書作成・デザイン等の業務を在宅で受注できる仕組み）の市場調査及び事業モデルの検討 	<p>(A)通年 (B)秋田市内事務所 (C)2 人（兼務）</p>	<p>(D)障害者、求職者等及び県内企業 (E)-</p>	<p>0</p>
<p>⑨ 職業能力開発及びリスキリング支援のための教育訓練事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練カリキュラムの開発・職業能力開発に関するニーズ調査・訓練実施体制の基盤構築 	<p>(A)通年（随時）(B)秋田市内事務所及びオンライン (C)2 人（兼務）</p>	<p>(D)求職者・在職者・障害者等 (E)20 人</p>	<p>200</p>
<p>⑩ 申請事業主等の委託を受けて行う職業訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託訓練の受託体制構築・企業の訓練ニーズの調査・訓練プログ 	<p>(A)通年（随時）(B)秋田市内事務所 (C)1</p>	<p>(D)訓練を委託する事業主等 (E)5 社</p>	<p>0</p>

の実施事業	ラムの企画	人（兼務）		
⑪ ホームページ等により広く一般に募集して行う教育訓練事業	・ ホームページの整備（講座概要・連絡先・申込/資料請求） ・ 一般募集向け訓練コースの企画 ・ 広報活動の実施	(A)令和 8 年 4 月より開始予定 (B)オンライン及び秋田市内 (C)2 人（兼務）	(D)一般求職者・在職者 (E)30 人	300
⑫ 企業向け研修（通学、オンライン及び e ラーニング等）の実施並びに研修教材の開発、評価及び修了証明に関する事業	・ 研修教材の開発 ・ e ラーニングシステムの導入検討 ・ 修了証明の発行体制の整備	(A)通年 (B)秋田市内及びオンライン (C)2 人（兼務）	(D)企業従業員・受講者 (E)20 人	500
⑬ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・ 地域連携ネットワーク会議の開催 ・ 支援者向けセミナーの実施	(A)年 4 回 (B)秋田市内会議室 (C)2 人	(D)地域支援団体・企業 (E)60 人	200

(2) その他の事業 実施予定なし

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

(特定非営利活動法人の名称)
特定非営利活動法人 if(AI)

1 事業実施の方針

- ・前年度に構築した支援体制を基盤に、支援対象者の拡大と就労・復学率の向上を図る。
- ・AI ツールの本格運用を開始し、地域全体の支援効果を高める。
- ・企業との連携を強化し、障害者雇用の促進と定着支援を充実させる。

2 事業の実施に関する事項 (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲(E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①不登校ひきこもりの子どもたち、精神障害、発達障害を有する若年層への居場所の提供事業	・居場所スペースの拡充 (2拠点体制へ移行) ・e-Sports 活動との連携プログラム ・訪問支援の実施	(A)通年 (週 6 日) (B)秋田市 2 拠点及び利用者宅 (C)8 人	(D)不登校・ひきこもり児童、精神・発達障害を有する若年層 (E)100 人	3,500

<p>②教育や不登校ひきこもりについての調査相談情報提供事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の拡充（週5日体制） ・オンライン相談システムの運用 ・支援事例集の作成・配布 	<p>(A)通年（相談：週5日、セミナー：月2回）</p> <p>(B)秋田市内事務所及びオンライン</p> <p>(C)5人</p>	<p>(D)本人、家族、支援者、教育機関</p> <p>(E)300人</p>	<p>1,500</p>
<p>③児童福祉法に基づく事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童福祉ニーズの継続調査・研究 ・関係機関との連携強化と情報交換 	<p>(A)通年（随時）</p> <p>(B)秋田市内事務所</p> <p>(C)1人（兼務）</p>	<p>(D)地域の児童及びその家族</p> <p>(E)20人</p>	<p>0</p>
<p>④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業への参入に向けた市場調査 ・先進事例の研究と事業モデルの検討 	<p>(A)通年（随時）</p> <p>(B)秋田市内事務所</p> <p>(C)1人（兼務）</p>	<p>(D)障害者及びその家族</p> <p>(E)20人</p>	<p>0</p>
<p>⑤介護職員等による障害児者支援を円滑に進めるための研修事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラムの具体化に向けた検討 ・研修資材の作成準備 	<p>(A)通年（随時）</p> <p>(B)秋田市内事務所</p> <p>(C)1人（兼務）</p>	<p>(D)介護職員・福祉従事者</p> <p>(E)30人</p>	<p>0</p>

<p>⑥AI を活用したデータ入力、営業、デザイン、SNS 運用等の就労支援ツールの開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI ツール (データ入力支援 AI、営業資料自動作成 AI、デザイン補助 AI、SNS 投稿自動生成 AI 等) の機能拡張 ・ 音声認識・画像認識等の新規 AI 機能の追加 ・ ユーザーフィードバックに基づく操作性の改良 	<p>(A)通年 (B)秋田市内開発拠点 (C)5 人</p>	<p>(D)県内外就労支援事業所 (E)15 事業所</p>	<p>4,000</p>
<p>⑦事業所、企業等への AI ツールの導入支援・技術指導・研修実施事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所・企業の業務に合わせた AI ツール (対話型 AI、画像生成 AI、業務自動化ツール等) の導入支援の拡大 ・ 業務フロー改善のためのコンサルティング ・ 定期研修会の開催 (月 3 回) 及び操作定着支援 ・ オンラインサポート体制の構築 	<p>(A)通年 (B)各事業所及びオンライン (C)4 人</p>	<p>(D)県内外就労支援事業所・企業等の職員 (E)100 人</p>	<p>1,200</p>

<p>⑧AI ツールを活用した障害者、求職者等と企業のマッチング及びクラウドソーシング事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・AIによる適性分析を活用したマッチングプラットフォームの構築（障害者・求職者のスキルと企業ニーズをAIで分析し最適な組合せを提案） ・企業向け説明会の開催 ・就労定着支援（AIを活用した業務遂行サポート）の実施 	<p>(A)令和8年12月より開始 (B)オンライン及び秋田市内 (C)4人</p>	<p>(D)障害者、求職者等及び県内企業 (E)障害者30人、企業10社</p>	<p>1,800</p>
<p>⑨職業能力開発及びリスキリング支援のための教育訓練事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練コースの本格運用・職業能力開発プログラムの実施・受講者のフォローアップ 	<p>(A)通年 (B)秋田市内事務所及びオンライン (C)3人</p>	<p>(D)求職者・在職者・障害者等 (E)50人</p>	<p>500</p>
<p>⑩申請事業主等の委託を受けて行う職業訓練の実施事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業からの委託訓練の受託・実施・訓練成果の報告・評価・委託先企業の拡大 	<p>(A)通年 (B)秋田市内及び委託元事業所 (C)3人</p>	<p>(D)訓練を委託する事業主等 (E)10社</p>	<p>800</p>

<p>⑪ ホームページ等により広く一般に募集して行う教育訓練事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページでの講座公開・受講者募集・一般向け AI 活用訓練コースの実施・受講実績の管理・公表 	<p>(A) 通年 (B) オンライン及び秋田市内 (C) 3 人</p>	<p>(D) 一般求職者・在職者 (E) 100 人</p>	<p>1,000</p>
<p>⑫ 企業向け研修（通学、オンライン及び e ラーニング等）の実施並びに研修教材の開発、評価及び修了証明に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業向け AI 活用研修の実施・e ラーニングコンテンツの本格運用・研修評価及び修了証明の発行 	<p>(A) 通年 (B) 秋田市内及びオンライン (C) 3 人</p>	<p>(D) 企業従業員・受講者 (E) 50 人</p>	<p>1,500</p>
<p>⑬ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生社会推進フォーラムの開催 ・ 支援者ネットワークの運営 ・ 成果報告書の作成 	<p>(A) 年 6 回 (B) 秋田市内各所 (C) 3 人</p>	<p>(D) 地域支援団体・企業・行政 (E) 200 人</p>	<p>500</p>

(2) その他の事業 実施予定なし

令和7年度 活動計算書

令和7年 9月 1日 から 令和8年 8月 31日まで

特定非営利活動法人if(AI)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
.....		100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3. 自己資金等			
自己資金	8,000,000		
.....		8,000,000	
4. 事業収益			
事業収益	2,500,000	2,500,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	315		
.....		315	
経常収益計			10,600,315
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,500,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	2,500,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		

旅費交通費	200,000		
通信運搬費	200,000		
消耗品費	500,000		
地代家賃	400,000		
業務委託費	4,000,000		
支払手数料	100,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	5,500,000		
事業費計		8,000,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	100,000		
租税公課	80,000		
通信運搬費	30,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	310,000		
管理費計		310,000	
経常費用計			8,310,000
当期経常増減額			2,290,315

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,290,315
前期繰越正味財産額			9,685
次期繰越正味財産額			2,300,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

自己資金

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

様式例「翌事業年度の活動予算書」

令和8年度 活動予算書

令和8年 9月 1日 から 令和9年 8月 31日まで

特定非営利活動法人if(AI)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
.....		100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3. 自己資金等			
自己資金	8,000,000		
.....		8,000,000	
4. 事業収益			
事業収益	8,800,000	8,800,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		0	
経常収益計			16,900,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,000,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	6,000,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	500,000		
通信運搬費	600,000		
消耗品費	1,500,000		
地代家賃	1,800,000		
業務委託費	5,300,000		
広告宣伝費	500,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		

.....			
その他経費計	10,300,000		
事業費計		16,300,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	200,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	200,000		
租税公課	100,000		
通信運搬費	100,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	600,000		
管理費計		600,000	
経常費用計			16,900,000
当期経常増減額	0		0

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			2,300,000
次期繰越正味財産額			2,300,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

自己資金

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。